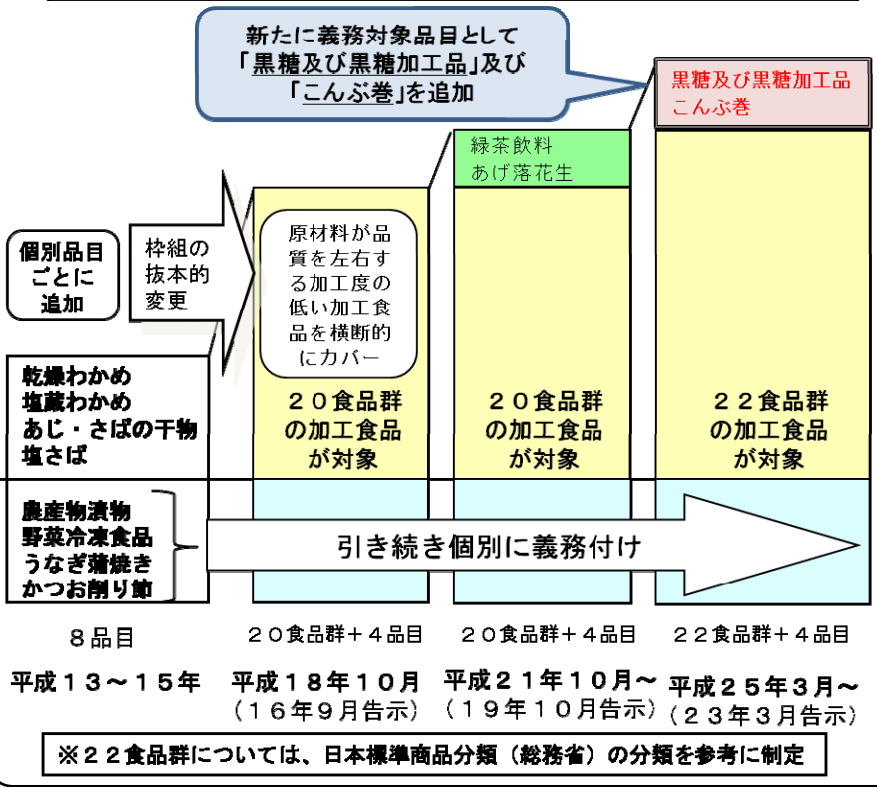


# 加工食品の原料原産地表示の拡大

- 消費者庁では、義務表示の着実な拡大に向け、消費者・事業者等による意見交換会(平成22年3月29日)、要望の多かった品目についての流通実態調査等を実施し、「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化することについて、消費者委員会へ諮問(同年11月4日)し、食品表示部会での審議を経て平成23年3月23日に答申を受け、同年3月31日に品質表示基準の改正を告示した(平成25年3月31日まで経過措置)。
- なお、今後の原料原産地表示の拡大の進め方については、昨年12月に消費者委員会食品表示部会に設置された「原料原産地表示拡大の今後の進め方に関する調査会」において検討が行われている。

## 対象品目の拡大の経緯



### ※22食品群

- 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- 緑茶及び緑茶飲料
- もち
- いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 黒糖及び黒糖加工品**
- こんにゃく
- 調味した食肉
- ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 表面をあぶった食肉
- フライ種として衣を付けた食肉
- 合挽肉その他異種混合した食肉
- 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
- 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 調味した魚介類及び海藻類
- こんぶ巻**
- ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 表面をあぶった魚介類
- フライ種として衣をつけた魚介類
- 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

## 消費者基本計画

(平成22年3月)

### <具体的施策>

加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。

<担当省庁等> 消費者庁

<実施時期> 継続的に実施します。

## 食料・農業・農村基本計画

(平成22年3月)

米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示のあり方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。

## 義務対象品目の選定要件

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品に表示を義務付け